

〔国際関係法（私法系）〕

〔第1問〕（配点：50）

日本に常居所を有する60歳の甲国人男Aは、事理を弁識する能力を欠く常況にあったため、日本の裁判所により後見開始の審判を受け、嫡出子である甲国人Xが、Aの後見人として選任された。Aには認知をしていなかった甲国人の非嫡出子Yがいた。一時的に事理を弁識する能力を回復したAは、日本において、遺言書に「Yを自己の子として認知する。」旨、日付及び氏名を自署し、これに押印した。遺言書作成に当たっては、医師1名が立ち会い、Aに事理を弁識する能力のあることを確認する旨を遺言書に付記し、署名押印している。その後、Aは、日本国籍を取得し、日本において死亡した。Yは、日本において、Aの遺産の分割をXに対して求めている。

この事例について、甲国の国際私法からの反致はないものとして、以下の設問に答えなさい。

なお、設問の各問いは、いずれも独立したものである。また、甲国の民法は、その要件・効果とも、日本の民法が定める後見制度と同視することができる後見制度を有しており、認知と遺言については次の規定があること及び本件事例には法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）が適用されることを前提とする。

【甲国の民法】

第P条 父が被後見人であるときは、後見人の同意を得て認知をすることができる。

第Q条 認知は、遺言によっても、することができる。

第R条 認知には、子の承諾を要しない。

第S条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければならない。

第T条 被後見人は、その事理を弁識する能力が回復したときに限り、遺言をすることができる。

2 前項の場合には、医師1名以上が事理を弁識する能力のあることを遺言書に付記し、署名押印しなければならない。

第U条 遺言は、遺言者の死亡した時からその効力を生ずる。

〔設問〕

1. Aは遺言能力を有しているか。
2. Aの遺言は方式に関して有効に成立しているか。
3. Aの遺言が有効に成立しているとした場合、Yの認知は有効に成立しているか。

なお、A死亡の時点においてYは20歳であり、Xは、AによるYの認知を容認しない態度をとっているとする。

〔第2問〕(配点：50)

日本のX会社は、乙国のA会社から所定の大きさの箱に詰めた冷凍エビを輸入することとし、Aとの間で、「Xが船舶の手配をし、運送賃を支払う。Aが冷凍エビを詰めた約定の数量の箱を乙国の港で運送人に引き渡すことによって商品の引渡しとする。売買代金はXが日本の銀行に開設する信用状による決済とする。」旨の約定で契約した。その後、Xは、海上運送業者Y会社に乙国の港から日本の港までの海上運送を依頼し、Aは、Yが提供した冷凍貨物用のコンテナ1個に自ら冷凍エビを詰めた約定の数の箱を積み込んで施錠し、運送中の温度管理についてYに指示をして、当該コンテナを乙国の港にあるYのコンテナ・ヤードで引き渡した。

Yがコンテナの船積後にAに交付した船荷証券上の運送品の種類、運送品の容積、重量、包・個品の数、運送品の記号を記載する欄には、当該コンテナを特定する記号及び番号の記載と、その内容は冷凍エビを詰めた一定数の箱であるとの記載がある。

日本の港での陸揚後、Xが、船荷証券を呈示してYからコンテナの引渡しを受け、直ちにその中を検査したところ、コンテナ内の温度が適当でなかったため、冷凍エビの鮮度が落ちており、Xは当該冷凍エビを市価の3割程度で売却せざるを得なかった。そこで、Xは、コンテナの受取から引渡しまでの間のYの措置が適切でなかったとして、Yに対する損害賠償請求の訴えを日本の裁判所に提起した。

この事例について、以下の設問に答えなさい。

なお、設問の各問いは、いずれも独立したものである。また、この事例及び設問における日本の会社、乙国の会社、丙国の会社とは、それぞれ、日本、乙国、丙国で設立され、設立された国に主たる営業所を有する会社をいうものとする。

〔設問〕

1. Yが丙国の会社であるとし、YがAに交付した船荷証券には「本件運送契約から生ずる運送人の責任についての争いは、Yの主たる営業所の所在地である丙国のM市の裁判所においてのみ解決する。」との条項が記載されているものとする。

Yは、この条項に基づいて、日本の裁判所は本件訴訟について管轄権を有しないと主張している。これに対して、Xは、この条項はXとYの双方が署名した書面によるものではないとの理由で、本件訴訟については丙国の裁判所には管轄権がなく、日本の裁判所に管轄権があると主張している。

このYの主張は認められるか。

なお、丙国では、被告の住所又は主たる営業所の所在地の裁判所は被告に対する訴えについて管轄権を有するとしている。また、日本と丙国は、いずれも、「1968年2月23日の議定書によって改正された1924年8月25日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書」の締約国である。

2. Yが日本の会社であり、YがAに交付した船荷証券には「本件運送契約から生ずる運送人の責任についての争いは、日本のN市の裁判所において、日本法によって解決する。」との条項が記載されているものとする。
 - (1) XがYに対して冷凍エビの商品価値の下落についての損害賠償責任を追及することができ

るのは、どのような場合か。

- (2) XがYに対して損害賠償責任を追及することができるとした場合、冷凍エビに関する損害賠償の金額は、どのようにして算定されるか。

[国際関係法(私法系)]

[第1問]

本問は、遺言能力、遺言の方式及び遺言による認知という、家族法上の基本的事項についての準拠法の理解を問う問題である。

設問1は、成年被後見人の遺言能力の有無を問うものである。遺言能力の準拠法を定める規定は法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)第4条、第5条か、第37条か、同条の「遺言の成立当時」とはいかなる時点かを検討して準拠法を決定し、実質法の本件事案へのあてはめの結果を説明することが求められている。

設問2は、遺言の方式の有効性を問うものである。まず、遺言は、遺言の方式の準拠法に関する法律(以下「方式法」という。)第2条が掲げるいずれかの法の定める要件に合致しているときは方式上有効とされること、方式法第5条の規定により、遺言の際の証人の立会いや、被後見人が遺言能力を回復している時に遺言がされたことの証明の方式も「遺言の方式」の中に含まれることを指摘し、その上で、本件事案への方式法第2条の適用の結果を丁寧に述べ、本件遺言は日本民法の要求する方式は満たしていないが、甲国民法が要求する方式は満たしていることを説明する必要がある。そして、証人を1名で足りるとしている甲国民法第T条第2項の規定の適用が方式法第8条の「明らかに公の秩序に反するとき」に該当するかどうかを検討することになる。

設問3は、本件遺言による認知の有効性を問うものである。認知の有効性を定める規定は通則法第37条か、第29条か、同条第1項後段及び第2項前段の「認知の当時」とはいかなる時点か、甲国民法第P条が要求する後見人の同意は通則法第29条第1項後段の「第三者の承諾又は同意」に該当するか、準拠実質法上Yが本件遺言を承諾しているかを検討することが求められている。

[第2問]

本問は、貿易取引における荷為替の知識を前提にして、船荷証券中の裁判管轄条項の有効性と、運送品の損傷による運送人の責任について問う問題である。

設問1は、我が国において涉外的民事訴訟事件についての国際裁判管轄権はどのような基準によって判断すべきか、運送人の主たる営業所所在地の裁判所の専属的管轄とする船荷証券中の裁判管轄条項はいかなる場合に有効とされるかを問うものである。本件設例と類似の事案について外国の裁判所を管轄裁判所とする船荷証券中の専属的管轄条項の有効性について判示した最高裁判所の判決(最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁)を踏まえつつ、国際裁判管轄の合意における当事者双方の署名の必要性についての論述を中心に、いかなる場合に専属的裁判管轄の合意が有効とされるか、本件において丙国に専属的国際裁判管轄権を認めて我が国の裁判管轄権を否定することが我が国の公序に反しないか等についても論ずることが求められている。

設問2は、運送品に損傷が生じた場合における運送人の損害賠償責任について問うものである。その小問(1)においては、船荷証券中に、運送人の主たる営業所の所在地である我が国の裁判所の管轄を合意した条項と日本法によって解決する旨の条項がある場合に、我が

国においては本契約の準拠法が日本法になり、国際海上物品運送法が適用されることを説明した上で、荷受人による運送品の検査の結果についての通知、運送人の注意義務とそれについての証明責任について、どのような規定が適用され、本件におけるその適用結果がどのようなになるのかの論述が求められている。また、小問（2）においては、損害賠償額の算定についてどのような規定が適用され、その適用結果がどのようなになるのかの論述が求められている。

国際私法過去問セレクト講義 第1回 平成20年

【国際私法の答案の形】

1. 法性決定

単位法律関係は何か(ex.離婚に伴う財産分与は夫婦財産制の26条か離婚の27条か)。

- ・反対説に言及→批判→自説の展開で加点。
- ・先決問題

2. 連結点

1で決定した条文から「〇〇の地の法」を抜き出す→この連結点選ばれた趣旨を述べる→本件にあてはめる→よって、〇〇国法による。

- ・本国の決定(38条1項2項)
- ・常居所の決定(39条)
- ・不統一法国法の決定(地域的は38条3項、人的は40条1項)
- ・反致(41条)

3. 準拠法の適用

2で決定した国の法を本件に適用してあてはめる。

- ・公序(42条)

4. 結論

設問で問われた形式に正面から答える(ex. Q: XはYに何を請求できるか。→Good A: XはYに〇〇を請求できる。Bad A: XはYに請求できる。)

【第1問】

〔設問1〕

Aは遺言能力を有しているか。

① 法性決定

成年被後見人の遺言能力の問題は、4条+5条か37条か。

・行為能力の問題なら4条+5条→4条が規律しているのは財産的行為能力のみなので×。 ★p.80

・遺言の問題なら37条→問題文ではAの国籍が途中で変わっているため、その事情を活かすためにも、時的要素がある37条を選ぶのが答案戦略上Good。 ★p.250

※時間不足で反対説に言及できない場合でも、4条+5条か37条かという問題提起は必要。

② 連結点

「遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。」(37条1項)

・「遺言の成立当時」とはいかなる時点か。→遺言時。 ★p.250 ∴遺言時における遺言者Aの本国は甲国なので、甲国法が準拠法となる。

③ 準拠法の適用

甲国法T条1項の適用。→回復時に遺言をしているので、遺言能力あり。

④ 結論

Aは遺言能力を有している。

〔設問2〕

Aの遺言は方式に関して有効に成立しているか。

① 法性決定

遺言の方式の準拠法に関する法律による(43条2項)。→法2条各号のいずれかに適合すれば有効。

・法5条より、証人や一時的な回復の証明方法も遺言の方式の問題となる。 ★p.252

② 連結点：

・法2条の選択的連結の趣旨…最終意思を尊重するため方式上なるべく有効とする。

★p.252

・「行為地法」(1号)…日本法。

・「遺言の成立または死亡の当時国籍を有した地の法」(2号)…前者が甲国法、後者が日本法。

※3~5号は問題文上に事情が上がっていないので、書くのが遅い人は省略可。

③ 準拠法の適用

・日本法…民法973条1項により、医師2名必要なのに、医師1名だから有効でない。

- ・甲国法…T条2項により、有効。
- ・医師1名で有効とすることは法8条の適用があるか。→ないので有効のまま。★p.253

④ 結論

Aの遺言は方式に関して有効に成立している。

〔設問3〕

Yの認知は有効に成立しているか。

① 法性決定

遺言による認知の有効性の問題は、29条か37条か。

- ・認知の問題なら29条→「認知の当時」の論点を出すために、29条を選ぶべき。
- ・遺言の問題なら37条→設問1の繰り返しになるので、37条は選ぶべきでない。

② 連結点

・「認知の当時」とはいかなる時点か。→遺言の効力が発生する時点。→先決問題で遺言の効力が発生する時点を決める。→37条1項より遺言者の本国法。→設問1の通り、甲国法が準拠法。→U条より、遺言者Aの死亡時。★p.210

・「子の出生当時における父の本国法」+「認知の当時における子の本国法」の「子又は第三者の承諾又は同意」要件(1項)…Y出生時Aは甲国人なので甲国法。

・「認知の当時における認知する者又は子の本国法」+前者なら「子又は第三者の承諾又は同意」要件(2項)…前者ではA死亡時Aは日本国籍なので日本法、後者ではYはずっと甲国人なので甲国法。

③ 準拠法の適用

・子Yの本国法である甲国法P条の「後見人の同意を得て認知することができる」は、必要となる「第三者の承諾又は同意」(セーフガード条項)にあたるか。→セーフガード条項の趣旨は、子の本国法により子の保護を図ることにある。→子との間に認知の時点まで身分関係のなかった者の同意は、子の本国法の適用に予測可能性を有していないので、必要となる「第三者の同意」にはあたらない。→後見人Xの同意は、不要。★p.210

・民法…782条により、Yは20歳以上なのでYの同意が必要。→YはAの遺産分割を要求しているので、同意している。→有効。

・甲国法…P条。→Xは同意していない。∴無効。

④ 結論

Yの認知は有効に成立している。

【第2問】

〔設問1〕

丙国の裁判所への専属的合意管轄が有効か。

本問出題当時は、民訴に国際裁判管轄の規定がなかったため、再現答案は使用せず、講師作成の別紙参考答案を参照してください。

●「手続法は法廷地法による」の原則→国際裁判管轄は日本法(民訴)で判断される。

●合意管轄の有効性は民訴3条の7で判断する。 ★p.277~278

- ・1項…合意はしているので○。
- ・2項…「一定の法律関係に基づく訴え」である本件運送契約から生ずる運送人の責任についての争いについての合意なので○。

「書面」は、当事者双方による署名は必要か。→「少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りる。」(最判 S50.11.28。チサダネ号事件判決) →一方当事者である Y が作成した書面に、丙国の裁判所が明示的に指定され、合意の存在と内容も明白。 ∴「書面」を満たす。

- ・4項…丙国では、被告の住所又は主たる営業所の所在地の裁判所は被告に対する訴えについて管轄権を有する旨の規定がある。→被告 Y の主たる営業所の所在地である丙国には管轄権が認められるので、○。
- ・3条の10には反しない。 ※一応指摘すること。
- ・合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するものでないこと(チサダネ号事件判決) …運送会社である Y が運送先の国それぞれでの訴えの提起を認めると経済上、不都合が大きく、このように自己の営業所に固定する利益は、大量定期的取引から生ずる紛争の画一的処理という保護されるべき企業経営政策にあたるため、不合理ではなく、公序法に反するような事情もないので、○。

∴専属的合意管轄は有効。

●結論

Yの主張は認められる。

〔設問2 小問1〕

損害賠償責任を追及することができるのは、どのような場合か。

国際海上物品運送法が改正されているので、再現答案は使用せず、講師作成の別紙参考答案を参照してください。

① 法性決定

損害賠償責任の追及は、法律行為の効力の問題なので、7条による。

② 連結点

「当事者が選択した地の法」(7条) ∴当事者自治の拡大→日本法を準拠法とする合

意あり。 ∴日本法。

③ 準拠法の適用

日本法が準拠法となると、国際海上物品運送法が適用され、商法の適用も排除される。

・適用範囲か…「船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるもの」(法1条) →海上運送で、船積港が乙国なので本邦外にある。 ∴適用される。

・注意義務違反はあったか。…法3条1項 →コンテナ内の温度が適当でなかったため、冷凍エビの鮮度が落ちて、Xは市価の3割程度でしか売却できなかった。 →受取から引渡までのYの注意義務違反あり。

・どのような場合に追及できるか。…法4条1項 →Yが注意が尽くされたことを証明しなければ、運送品の損傷について、損害賠償の責を負う。

④ 結論

Yが、注意が尽くされたことを証明できない場合、追及できる。

[設問2 小問2]

損害賠償の金額は、どのようにして算定されるか。

運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場がある物品については、その相場)によって定める(法8条1項)。

→本件では、荷揚げ地は日本なので、日本でのその時の冷凍エビの市場価格によって算定される。 ∴冷凍エビの値下がり分7割が損害賠償の金額となる。

受験生再現答案

1 第1問

2 (設問1)

3 遺言能力は、遺言の成立に関する問題である。そこで法の適用に関
4 する通則法37条1項の問題となる。したがって、Aの遺言能力の有無
5 の問題は、Aの遺言当時の本国法である甲国法により判断される。

6 Aは後見開始の審判を受けている。甲国の民法によると、被後見人
7 の遺言能力については、T条1項により事理弁識能力が回復したとき
8 に限り認められている。そして、Aは、本件遺言書を作成したときに、
9 一時的に事理弁識能力を回復していた。

10 したがって、Aは、本件遺言当時、遺言能力を有していた。

11 (設問2)

12 遺言の方式に関しては、遺言の方式の準拠法に関する法律によるこ
13 ととなる(43条2項)。そして、同法2条各号によると、甲国法およ
14 び日本法にいずれかの要件を満たしていれば、方式として適法となる。

15 本件では、甲国民法においては、S条において自筆証書遺言の方式
16 が、T条2項において被後見人による遺言の方式が規定されている。ま
17 ず、前者について、Aは遺言書に認知をする旨、日付及び氏名を自書
18 し、これに押印していることからその要件を満たす。また後者につい
19 ても、遺言書作成にあたって、医師1名が立会い、Aの能力を確認す
20 る旨を遺言書に付記し、署名押印をしていることからその要件を満た
21 している。

22 したがって、本件遺言は、甲国法上の要件を満たしている。

23 よって、Aの遺言は方式に関して有効に成立している。

24 (設問3)

25 1. 認知の有効性については、遺言の成立とは別個に判断する必要があ
26 る。

27 まず、認知については、事実上の親子関係にある当事者間に法律上
28 の親子関係を認めるか否かの問題であるから、29条の問題と法性決
29 定されることになる。

30 そうすると、AによるYの認知については、その実質的成立要件に
31 ついては通則法29条により、形式的成立要件については同34条によ
32 り判断されることとなる。

33 2. 実質的要件について

34 通則法29条によると、子Yの出生当時の父Aの本国法等である甲国
35 法、または認知当時のYの本国法である日本法の要件を満たす必要が
36 ある。

37 まず、甲国民法では、P条において、父Aが被後見人であるところ、
38 後見人の同意を要件として課している。そうすると、Aの後見人であ
39 るXがYの認知に反対している本件では、甲国法上の要件を充足する
40 ことはできない。

41 次に、日本法について、民法780条では父が成年被後見人であって
42 も、後見人の同意は要件とはされていない。したがって、AによるY
43 の認知は日本法上有効である。

44 ただし、通則法29条1項ただし書きでは、いわゆるセーフガード条

45 項として、子の本国法上の本人または第三者の承認等をも要件として
46 いる。これは、父が自己のためだけに子を認知することを防止するた
47 めである。したがって、日本法によるときもYの本国法である甲国の
48 民法P条が適用される結果、Yの認知の要件は満たさないことになる。

49 しかし、このような結果は、日本における私法秩序に反することか
50 ら、通則法42条の適用があると考ええる。すなわち、認知の当事者であ
51 るA及びYが共に認知の成立を認めているにもかかわらず、後見人で
52 ありかつ自己も相続人であり認知によって不利益を受けることになる
53 Xが同意をしないことによって、親子関係が成立しないことになるた
54 めである。これでは、子の保護のための条項である通則法29条1項
55 が、かえってその条項が存在することによって子の保護にならないこ
56 とになってしまいます。

57 また、Aは死亡時に日本国籍を有しており、かつ、遺産分割の請求
58 も日本においてなれていることからすると、当該法律関係は日本との
59 内国関連性も認められることになる。

60 したがって、通則法42条により、甲国民法P条の適用は排除される
61 ことになる。

62 よって、Yの認知は、通則法29条により、その実質的成立要件を満
63 たす。

64 3. 形式的要件について

65 通則法34条では、成立に関する法であり、行為地法である日本法の
66 要件を満たせば足りることになる。そして、民法781条2項では遺言
67 による認知が認められていることから、日本法条の要件を充足する。

68 4. 以上より、Yの認知は有効に成立している。

69
70

1 第2問

2 (設問1)

3 X・Y間では、日本の裁判所に本件の国際裁判管轄が認められるか
4 否か、Yの主張する専属的合意管轄が有効かが争点となっている。

5 ところで、国際裁判管轄については、国内法上明文の規定は存在せ
6 ず、また確立した条約や国際慣習法も存在しない。そこで、当事者間
7 の公平、裁判の適正迅速の観点から、条理にしたがって判断すべきと
8 解する。

9 そこで、まず専属的合意管轄の有効性について、当事者間における
10 管轄の合意であるから、①それが書面によって明示されていれば、有
11 効であると考え。ただし、当事者の裁判を受ける権利の保障の観点
12 から、②当該事件についての専属管轄が日本には存せず、かつ、③指
13 定された国において管轄権が認められることを要件とすべきであると
14 解する。

15 本件では、①丙国を専属管轄とする旨の合意が船荷証券上なされて
16 いる。そして、同証券は、YからAを介してXに交付されているところ
17 から、XはYに対して何らの異議を申さず同証券を呈示していることか
18 ら、X・Y間に黙示の管轄の合意が成立したものと認める。他方、X
19 は、双方の署名がないと主張しているが、書面を要求するのはあくま
20 で合意の内容を明確化するためであるから、反論にはならないと考え
21 える。

22 次に、②民事訴訟法上の土地管轄が日本に認められる場合に管轄を
23 認めるのが条理に適すると解される。同法4条により、被告で
24 あるYの主たる営業所がある丙国に普通裁判籍が認められる。したが
25 って、専属管轄が日本に存する場合には該当しない。

26 また、③丙国では、被告の主たる営業所の所在地の裁判所に管轄権
27 を認めていることから、Xは丙国の裁判所にYを提訴することができる。
28

29 したがって、X・Y間でなされた専属的合意管轄は有効である。

30 (設問2)

31 一. 小問1

32 準拠法について、X・Y間では海上運送契約が締結されていること
33 から、法律行為の成立の問題として、通則法7条の問題となる。この
34 点について、YからAを介してXに交付された船荷証券を、Xが異議
35 なくYに提示したところにより、X・Y間に日本法を準拠法とする合意
36 が成立したと認められる。

37 したがって、本件には日本法が準拠法として適用されることとなる。

38 そこで、国際海上物品運送法が適用される。国際海上物品運送法12
39 条においてさらに荷受人の通知義務の履行が必要となる。

40 よって、Xは、運送品の一部に損傷のあることを受取後直ちに書面
41 によりした場合に、損害賠償責任を追及することができる。

42 二. 小問2

43 上記のとおり、本件には国際海上物品運送法の適用があるところ、
44 その12条の2において、損害賠償の額は、荷揚げ地の荷揚げ時におけ

- 45 る市場価格によって定めることと規定されている。
- 46 したがって、荷揚げ地である日本の市場価格によって算定されるこ
- 47 とになる。
- 48 以 上

講師参考答案

1 設問1

2 1. Yの主張が認められるためには、船荷証券に記載された丙国の専属
3 的合意管轄が認められる必要がある。

4 この点、「手続法は法廷地法による」の原則により、国際裁判管轄は
5 日本法の民事訴訟法により、判断する。

6 そして、3条の7を満たす場合に、専属的合意管轄が認められる。

7 2. まず、「一定の法律関係に基づく訴え」(2項)である本件運送契約
8 から生ずる運送人の責任についての争いについての「合意」(1項)が
9 なされているところ、当事者双方の署名がなくても「書面」(2項)に
10 よってなされたといえるか。

11 この点、書面によってなされたといえるためには、少なくとも①当
12 事者の一方が作成した書面に②特定の裁判所が明示的に指定されてい
13 て、③当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解
14 する。

15 本件では、Yが作成した書面に(①充足)特定の裁判所である丙国
16 M市の裁判所が明示的に指定されており(②充足)、船荷証券により、
17 専属的管轄について合意するというXY間での合意の存在と内容が明
18 白である(③充足)といえる。

19 よって、「書面」によってなされたといえる。

20 3. そして、本件は丙国の裁判所についてのみ訴えを提起することが
21 できる旨の合意であるため、「外国の裁判所にのみ訴えを提起することが
22 できる旨の合意」にあたるので、丙国の「裁判所が法律上又は事実上
23 裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない」
24 (4項)。

25 本件では、丙国では、被告の主たる営業所の所在地の裁判所は被告
26 に対する訴えについて管轄権を有する旨の規定があるところ、被告の
27 主たる営業所の所在地の丙国には管轄権が認められる。

28 よって、裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないと
29 きにあらず、Yはこれを援用することができる。

30 4. もっとも、合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するものであ
31 る場合には、そのような合意は有効とはいえないと解する。

32 本件では、運送会社であるYが運送先の国それぞれでの訴えの提起
33 を認めると不都合が大きいと、それを避けるべく自己の営業所に固
34 定する利益は、大量的・定期的取引から生じる紛争の画一的処理とい
35 う保護されるべき企業経営政策にあたるため、このような合意もはな
36 はだしく不合理で公序法に違反するとはいえない。

37 よって、船荷証券に記載された合意は有効である。

38 5. したがって、Yの主張は認められる。

39

40 設問2 小問1

41 1. 法性決定

42 損害賠償の追及は、法律行為の効力の問題なので、7条による。

43 2. 連結点

44 「当事者が法律行為の当時選択した地の法」(7条)は、国際私法にお

45 ける当事者自治の拡大が趣旨であるところ、本件では、日本法を準拠
46 法とする合意があるため、日本法が準拠法となる。

47 3. 準拠法の適用

48 (1) 日本法が準拠法であるため、国際海上物品運送法(以下、「法」とい
49 う。)1条を満たせば、法が適用される。

50 本件は、海上運送で、船積港が乙国なので本邦外にあるため、「船舶
51 による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるもの」(法1条)に
52 あたるので、法が適用される。

53 (2) 「運送人」たるYは、「自己又はその使用する者が運送品の受取、船
54 積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより
55 生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う」
56 (法3条1項)。

57 本件では、受取から引渡までの間のYの措置が適切でなかったため、
58 それにより生じた市価の低下という損害を賠償する責をYは負う。

59 (3) もっとも、Yは注意が尽くされたことを証明すれば損害賠償の責を
60 免れる(法4条1項)ことができる。

61 4. 結論

62 したがって、Yが注意を尽くされたことを証明できない場合、追及で
63 きる。

64

65 設問2 小問2

66 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における
67 運送品の市場価格によって定める(法8条1項本文)。

68 本件では、荷揚げされるべき地は日本なので、日本でのその時におけ
69 る冷凍エビの市場価格によって算定されるので、値下がり分7割が損害
70 賠償の金額となる。

71

以上